

議案第40号

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京田辺市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた京田辺市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>補償金額の改正</p>